

5月号

おおもり 青色便り



No.0577

一般社団法人 大森青色申告会

平成25.5.1

ご存知ですか？申告会のサービス

【指導関係】

- ・新規入会者個別指導会 5/14～16
- ・弥生会計個別指導会 5/22～24
- ・消費税個別指導会 6/24～28
- ・従業員、専従者の源泉個別指導会
- ・減価償却計算表の送付サービス
- ・確定申告期予約指導
- ・複式簿記、簡易簿記、セミナー等

【福利厚生】

- ・小規模企業共済、青色生命共済、青色傷害保険の取り扱い
- ・労働保険事務の取り扱い
- ・無料法律相談、金融斡旋
- ・日本旅行 海外、国内企画商品 7%割引
- ・三井生命保険団体収納 三井生命保険の保険料が団体割引
- ・アフラックのがん保険 アフラックの保険料が団体割引
- ・ラフォーレ倶楽部施設利用 ラフォーレ施設を会員価格で
法人会員No.「20344」
- ・自動車共済 関東自動車共済協同組合の自動車保険が団体割引
- ・三井トラストVISAゴールドカード
年会費10,500円が2,625円へ割引
- ・ホリプロ舞台、ミュージカル優待価格販売 15%～20%オフ
- ・当会のホームページに会員皆さんのお店の告知(OAN)

会員カードの提示で割引になるもの

- ・マジックキングダムクラブ 東京ディズニーリゾートの団体割引
- ・サンリオピューロランド 青色申告会スペシャルデーがあります
- ・東京ドームホテル 宿泊料が30%オフ
- ・東天紅 首都圏11店舗で10%割引
- ・目黒雅叙園 飲食10%、個室使用料50%オフ
- ・日光江戸村 個人利用で団体料金適用

会報で随時
ご案内します

みんなの広場

青色ドック開催のお知らせ



開催日 平成25年5月28日(火)
会場 大森青色申告会事務局
申込 事務局へ電話又はFAXで

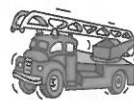
詳細は先月のチラシ参照

TEL 03-3771-8859
FAX 03-3773-6388

○■△ 女性部だより ●□▲



～防災とランチバイキング～



皆さん地震への備えはいかがですか？

「そなエリア東京」にて、地震発生後72時間を生き抜く体験学習を計画しました。
お昼は有明のホテルにてランチバイキングとお喋りを楽しみましょう。

日時 平成25年5月28日(火) 10:00
集合場所 ゆりかもめ 有明駅改札口
コース ゆりかもめ 有明駅→そなエリア東京(体験学習)
→有明ワシントンホテル(ランチ)
会費 800円 (非会員1,300円) ※交通費は別途負担
申込方法 平成25年5月15日(水)迄に女性部役員又は事務局まで (TEL 3771-8859)

★記帳相談日程のご案内★ 【予約制】 3771-8859

①新規入会者個別指導会

新しく入会された方、また帳簿の記入に自信のない方は是非お越し下さい。
開催期間：平成25年5月14日(火)～16日(木)
予約可能時間：午前：9時・10時・11時 午後：13時・14時・15時
指導時間：概ね20分～40分位
持参するもの：確定申告書や届け出したものの控、請求書や領収書、帳簿(既に記帳している方)、その他必要と思われるもの

②やよい会計個別指導会

現在、やよい会計ソフトにて記帳をされている方が対象です。
バックアップデータ(USBメモリ)、又は、ノートパソコンをご持参下さい。
開催期間：平成25年5月22日(水)～24日(金)

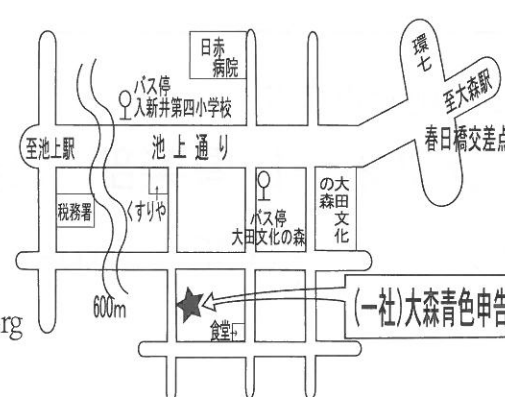
③消費税個別指導相談会

平成24年分の課税売上金額が1,000万円を超えた方、又は、既に消費税課税対象者で平成24年分の課税売上金額が1,000万円以下の方が対象です。(譲渡所得やその他の雑所得も含まれます。)どちらも税務署への届出書類の提出が必要です。
平成22, 23, 24年分の申告書控、届出書控、認印をご持参ください。
開催期間：平成25年6月24日(月)～28日(金)



一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
URL: <http://www.oomori-airo.org>
Eメール: airo-o@nifty.com



無料法律相談日
五月九日(木)
五月二十三日(木)
無料保険相談日
五月十六日(木)
五月三十日(木)
時予約制
申事務局に30申分込位

▶ 都税事務所からのお知らせ

障害者手帳等をお持ちの方へ

自動車税の減免申請はお済みですか？



●減免の対象となる方

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程度が一定基準の方

●減免の対象となる自動車

障害者の方又は生計を同じくする方が所有（又は取得）する自動車で、障害者の方が運転するもの又は生計を同じくする方が、その障害者の方の通院・通学等のために運転するもの ※個人名義の自家用自動車に限ります。

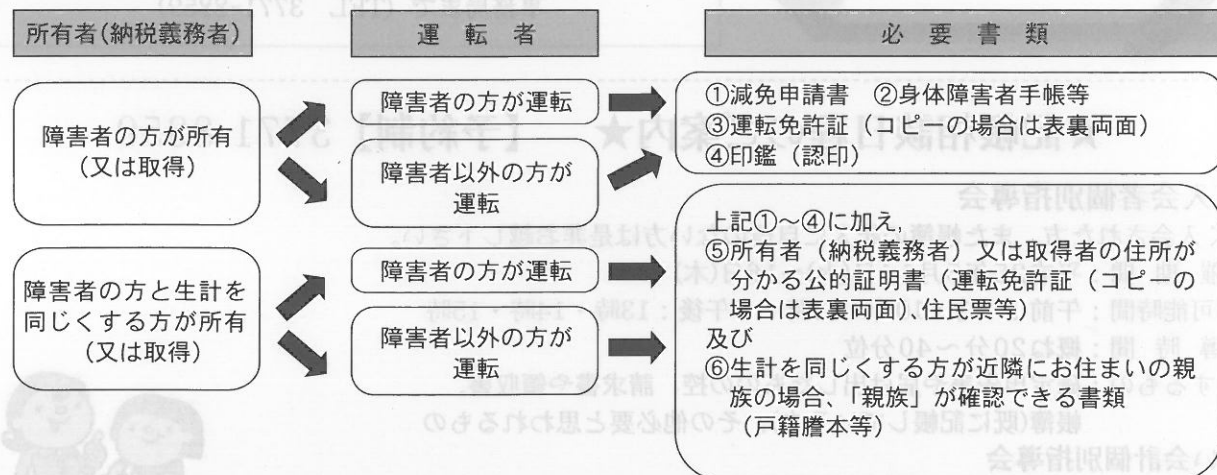
●申請方法

減免申請書に以下の必要書類を添付して、都税事務所、都税支所、支庁、自動車税事務所、都税総合事務センターのいずれかへ申請してください。

●減免額

自動車税…上限額45,000円（年額）まで

自動車取得税…課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額まで



※「生計を同じくする方」とは、「障害者の方と同居し生活を共にしている方」や「障害者の住所地の近隣(2km以内)にお住まいの親族の方」をいいます。

<申請期限> 納期限(平成25年5月31日(金))

*新たに自動車を取得した場合は登録(取得)の日から1ヶ月以内

※既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】 自動車税コールセンター 03-3525-4066

申告会会員の皆様にご利用できます

法人会員制ホテル ラフォーレ倶楽部 ご利用案内

ご予約・お問合せ 03-6409-2800 pius.iaforet.co.jp

営業時間 9:00~17:30

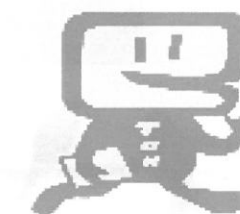
インターネット予約の場合利用者登録が必要です。法人会員No.20344(法人パスワード20344cc)

平成25年度 税制改正の概要 (個人納税者関係)

1 所得税の最高税率の見直し

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4千万円以上について45%の税率が設けられます。(平成27年分以後適用)

課税される所得金額	現行	改正
195万円未満	5%	5%
330万円未満	10%	10%
695万円未満	20%	20%
900万円未満	23%	23%
1800万円未満	33%	33%
4000万円未満	40%	40%
4000万円以上		45%



2 住宅ローン減税の拡充

住宅借入金等特別控除を、平成26年1月1日から平成29年12月31日まで4年間延長し、最大控除額400万円(認定住宅の場合は500万円)に拡充されます。

一般住宅の場合/カッコ内は認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年 1月~3月	2000万円(3000万円)	1.0%	20万円(30万円)	200万円(300万円)
平成26年4月~ 平成29年12月※	4000万円(5000万円)	1.0%	40万円(50万円)	400万円(500万円)

※住宅の対価の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額は、2000万円(3000万円)とされます。

3 相続税の見直し

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産にかかわる相続税に適用相続税の基礎控除が引き下げられます。

現行	5000万円+1000万円×法定相続人数
改正	3000万円+600万円×法定相続人数

相続税の税率構造が変更されます。

課税資産の金額	現行	改正
1000万円以下	10%	10%
3000万円以下	15%	15%
5000万円以下	20%	20%
1億円以下	30%	30%
2億円以下	40%	40%
3億円以下		45%
6億円以下	50%	50%
6億円超		55%

小規模住宅等の課税価格の計算の特例

特定居住用宅地等に係る特例の対象面積が、現行の240㎡を330㎡までの部分に拡充されました。

